国 空 航 第 8 0 0 号 平成 2 4 年 3 月 2 9 日 改正国空航第 1 0 4 0 号 平成 2 6 年 3 月 2 0 日 改正国空航第 1 5 4 8 号 平成 2 9 年 1 0 月 6 日 改正国空航第 2 9 8 5 号 令和 2 年 2 月 2 1 日 改正国空航第 3 7 0 0 号 令和 3 年 3 月 3 1 日

特定操縦技能審査実施細則

国土交通省航空局安全部運航安全課



I. 一般

I-1 総則

- 1. 航空法(昭和27年法律第231号。以下「法」という。)第71条の3第1項の規定により行う特定操縦技能の審査(以下「特定操縦技能審査」という。)を行う場合は、特定操縦技能審査実施要領(平成24年3月29日、国空航第799号)及び本細則によるものとする。
- 2. 特定操縦技能審査に使用する航空機の種類毎に、本細則に定める審査の方法 に従って、操縦技能審査員が行うものとする。操縦技能審査員(以下「審査員」 という。)は、その操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について特 定操縦技能の審査を行うことができる。
- 3. 特定操縦技能審査に使用する航空機が操縦に2人を要する航空機または特定の 方法又は方式により飛行する場合に操縦のために2人を要する航空機である場合 は、機長及び副操縦士の職務分担、スタンダードコールアウト要領について事前 に審査員の確認を受けること。
- 4. 実技審査は、航空機の種類毎に実機の他、模擬飛行装置及び飛行訓練装置(以下「模擬飛行装置等」という。)で行うことができる。

I-2 共通事項

- 1. 審查開始前
 - 1-1 審査員の身分証明等の提示

審査に先立ち、審査員は「技能証明書」「操縦技能審査員の証」を特定 操縦技能審査を受けようとする者(以下「被審査者」という。)に提示し、 自らが審査員として審査を実施する旨を伝える。

1-2 審査の方法の提示

審査員は審査の方法について以下の項目に関して説明をする。

(1) 全体の流れ

口述審査・飛行前ブリーフィング・実技審査・飛行後ブリーフィング等、審査の流れについて説明する。

(2) 注意事項の伝達

以下の注意事項について、説明する。

ア 実技審査の際の機長を明確にすること。

イ 被審査者は、実技審査において、各科目で著しく不安定になった と被審査者本人が判断した場合は「やり直し」を申し出ること。

1-3 書類の確認

審査員は、被審査者の以下の書類について確認をする。

- (1)技能証明書(規則第28号様式 12. 技能証明-特定操縦技能審査/確認及び限定事項等を含む。)
- (2) 航空身体検査証明書(模擬飛行装置等を使用して行う場合を除く) 条件がある場合は、当日の状況が条件に合致していること。例えば、 「常用眼鏡使用及び予備眼鏡携帯」の条件がある場合は、現に使用し ている眼鏡の他に予備眼鏡を所持していることを確認しなければなら ない。
- (3)無線従事者免許証(模擬飛行装置等を使用して行う場合を除く。) 航空機局の無線設備を取り扱える資格を有していることを確認する。 具体的には以下のいずれかの資格を有していることを確認する。
 - ア 第一級総合無線通信士
 - イ 第二級総合無線通信士
 - ウ 航空無線诵信士
 - 工 航空特殊無線技士
 - 才 第一級無線通信士
 - 力 第二級無線通信士
 - キ 航空級無線通信士
 - ク 特殊無線技士 (無線電話丙)
 - ケ 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則S37条の規定により外国政府の発給する証明書(操縦に2人を要する航空機であって、会社等の運航規程で日本政府の発行する無線従事者免許証を有する者と航空業務に従事することが規定されている場合に限る。)

- 1-4 審査員は以下の各号の場合、審査を開始してはならない。
 - (1) 技能証明書(規則第20号様式 12. 技能証明-特定操縦技能審査/ 確認含む。) が提出されず確認できない場合
 - (2) 航空身体検査証明書が提出されず有効期間が確認できない場合 ただし、模擬飛行装置等を使用して行う場合を除く。
 - (3) 平成26年4月1日以降、特定操縦技能審査に合格していない者又は法 第71条の3第2項に基づき当該適用を受けていない者の審査を実機を用 いて行う場合、法第71条の4の規定に従って、特定操縦技能練習監督者 の監督の下に実施しなければならないことから、特定操縦技能練習監 督者の同乗が確保できない場合

ただし、審査員が、特定操縦技能練習監督者を兼務する場合は除く。

2. 審査の実施

審査は原則として口述審査の後に実技審査を実施する。ただし、天候等の理由 により、実技審査を先に実施するべき理由がある場合は実技審査を先に実施して もよい。

また、被審査者が等級限定又は型式限定を複数有する場合であって、審査に使用する航空機以外の航空機事項については口述審査に含めてよいこととする。

具体的審査の実施要領については、各航空機の種類毎に定めたII項からV項を 参照のこと。

審査員は、特定操縦技能審査を行うときは、審査漏れを防止し審査内容・判断 基準の平準化を図るため、原則として、別添1から別添4に定める「特定操縦技 能審査チェックリスト」(以下、単に「チェックリスト」という。)を使用し、 特定操縦技能審査実施要領3.5(2)の審査記録を作成すること。ただし、当該チェックリストと同等以上の独自の様式を使用し、審査記録を作成することを妨げ ない。

なお、審査員は、実技審査の実施に当たっては、審査の厳正さを保ち、被審査者の集中力を阻害することが無いようにする必要がある。また、同乗して審査を行う場合には、審査が安全に実施できるように最大限の注意を払うこと。

3. 審査終了後のブリーフィング

以下の事項について批評、解説、注意喚起を行い、安全運航のための助言を行う。また、審査員は、特定操縦技能審査を通じて確認した被審査者の操縦技能に関する課題やこれに対し行った助言等の内容を2.の規定により作成する審査記録に記載すること。

3-1 口述審査で助言する事項

口述審査において被審査者が十分に回答できなかった事項について項目を示し、事後の自主研鑽の方向付けをする。

3-2 実技審査で助言する事項

現状で、安全性に問題がないものの、修正をすることにより、さらに安全性向上が期待できると思われる事項について助言する。

- 4. 不合格と判定しなければならない状況
 - 4-1 以下の状況が審査中生起した場合は、不合格と判定しなければならない。
 - (1)審査において航空法違反が明確な場合

以下の例に該当した場合、もしくは類似の状況と判断できる場合 ア 管制指示に違反した場合

- イ 飛行規程に記載された制限事項に違反した場合
- ウ その他航空法に規定された事項に違反した場合
- (2) 判定基準を繰り返し逸脱したり、逸脱した状況が継続した場合 この場合、審査員は安全確保のために助言を実施しても良い。助言 の結果、判定基準内に状況が改善された場合は、不合格と判定する必 要はない。
- (3) 危険な操作を実施した場合、または危険な状況を回避しなかった場合
- 5. 判定と判定後に実施すべき事項
 - 5-1 合格と判定した場合

4. に該当しない場合は「合格」と判定し、技能証明書に必要事項を記入した後被審査者に交付する。

※運航規程に基づく技能審査の確認を実施し合格した場合は必要事項の記入 がなくとも当該期間は有効とする。但し、直前に不合格となった場合を除く。

5-2 不合格と判定した場合

4. に該当する場合は「不合格」と判定し、被審査者に理由とともに不合格の旨を伝達し、技能証明書に必要事項を記入した後被審査者に交付する。

5-3 審査記録の作成及び審査結果の報告

特定操縦技能審査の実施要領3.5(2)及び本細則2.の規定に従って、審査員は審査記録を作成すること。

また、特定操縦技能審査実施要領3.5(3)の規定に従って、審査員は地方 航空局運用課に対し特定操縦技能審査の結果を提出すること。ただし、本 細則2. の規定に従ってチェックリストを作成した場合には、必要事項が 記載された当該チェックリストの表紙(必要な添付書類を含む)を提出す ることで代えることができる。

審査員は、特定操縦技能審査実施要領3.5(4)の規定に従って、地方航空局運用課への提出書類及び審査記録を保存すること。

附則(令和2年2月21日)

(施行期日)

本則は令和2年4月1日から施行する。ただし、本則の施行の際、現に認定を受けている操縦技能審査員にあっては、改正後の規定にかかわらず、令和3年3月31日以前に特定操縦技能審査の申請があった審査については、なお従前の例によることが出来る。